二二一

し尿浄化槽建築基準法施行令（昭和三十二年政令第二百三十七号）第三十八条第二号の規定により算定した処理対象人員（同条第三号に掲げる表の下欄に掲げる建築物の用途の区分に応じ、それぞれ同表の上欄に掲げる算定方法により算定した処理対象人員をいう。）が五十人以下であるものについては、次の表の上欄に掲げる処理対象人員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

処理対象人員	値
五人以下	四五
六人以上十人以下	四〇
十一人以上二十人以下	三五
二十一人以上五十人以下	三〇

(一)　平成十八年一月一日以前に設置されたものであって、第二欄に定める表に規定する尿浄化槽よりも有効に尿を処理する方法として国土交通大臣が定めるものについては、次の表の上欄に掲げる尿浄化槽の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

尿浄化槽	値
第二欄の(1)(イ)に掲げる尿浄化槽	四五、四〇、三五又は三〇
第二欄の(2)(ロ)及び(3)(ロ)に掲げる尿浄化槽	四〇、三五又は三〇

(二)　五十(一)のうち、昭和五十五年七月建設省告示第千七百九号が適用されてる十二年告示第二百九号の前のもの（以下「第三欄のあるものについては、次の表の上欄に掲げる尿浄化槽の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

尿浄化槽	値
第三欄の(1)(イ)及び(3)(ロ)に掲げる尿浄化槽	四〇、三五又は三〇
第三欄の(2)(ロ)及び(3)(ロ)に掲げる尿浄化槽	三五又は三〇

(三)　平成十八年一月一日以前に設置されたものであって、第二欄に定める表に規定する尿浄化槽よりも有効に尿を処理する方法として国土交通大臣が定めるものについては、次の表の上欄に掲げる尿浄化槽の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

尿浄化槽	値
第二欄の(1)(イ)に掲げる尿浄化槽	四〇、三五又は三〇
第二欄の(2)(ロ)及び(3)(ロ)に掲げる尿浄化槽	三五又は三〇

(四)　平成十八年二月一日以後に設置されるものにあっては、第三欄の(1)(ロ)、(2)(ロ)及び(3)(ロ)の値は、三〇とする。

(五)　基準法第二十条第三項第二号に規定する技術的基準を満たす尿浄化槽をすることにより、尿を処理する方法として国土交通大臣が定めるものについては、その処理方法に応じ、それぞれ第三欄の(1)(ロ)、(2)(ロ)及び(3)(ロ)の値はてはまる値とする。

(四)のうち、建築基準法施行令第三十二条第二項第二号に規定する技術的基準を満たす尿浄化槽をすることにより、尿を処理する方法として国土交通大臣が定めるものについては、その処理方法に応じ、それぞれ第三欄の(1)(ロ)、(2)(ロ)及び(3)(ロ)の値はてはまる値とする。

二二一

し尿浄化槽建築基準法施行令（昭和三十二年政令第二百三十七号）第三十八条第二号の規定により算定した処理対象人員（同条第三号に掲げる表の下欄に掲げる建築物の用途の区分に応じ、それぞれ同表の上欄に掲げる算定方法により算定した処理対象人員をいう。）が五十人以下であるものについては、次の表の上欄に掲げる処理対象人員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

処理対象人員	値
五人以下	四五
六人以上十人以下	四〇
十一人以上二十人以下	三五
二十一人以上五十人以下	三〇

(一)　平成十八年一月一日以前に設置されたものであって、第二欄に定める表に規定する尿浄化槽よりも有効に尿を処理する方法として国土交通大臣が定めるものについては、次の表の上欄に掲げる尿浄化槽の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

尿浄化槽	値
第二欄の(1)(イ)に掲げる尿浄化槽	四五、四〇、三五又は三〇
第二欄の(2)(ロ)及び(3)(ロ)に掲げる尿浄化槽	四〇、三五又は三〇

(二)　五十(一)のうち、昭和五十五年七月建設省告示第千七百九号が適用されてる十二年告示第二百九号の前のもの（以下「第三欄のあるものについては、次の表の上欄に掲げる尿浄化槽の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

尿浄化槽	値
第三欄の(1)(イ)及び(3)(ロ)並びに(2)(イ)の尿浄化槽	四〇、五〇、四〇とする。

(三)　平成十八年一月一日以前に設置されたものであって、第二欄に定める表に規定する尿浄化槽よりも有効に尿を処理する方法として国土交通大臣が定めるものについては、次の表の上欄に掲げる尿浄化槽の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

尿浄化槽	値
第二欄の(1)(イ)に掲げる尿浄化槽	四〇、三五又は三〇
第二欄の(2)(ロ)及び(3)(ロ)に掲げる尿浄化槽	三五又は三〇

(四)　平成十八年二月一日以後に設置されるものにあっては、第三欄の(1)(ロ)、(2)(ロ)及び(3)(ロ)の値は、三〇とする。

(五)　基準法第二十条第三項第二号に規定する技術的基準を満たす尿浄化槽をすることにより、尿を処理する方法として国土交通大臣が定めるものについては、その処理方法に応じ、それぞれ第三欄の(1)(ロ)、(2)(ロ)及び(3)(ロ)の値はてはまる値とする。

(四)のうち、建築基準法施行令第三十二条第二項第二号に規定する技術的基準を満たす尿浄化槽をすることにより、尿を処理する方法として国土交通大臣が定めるものについては、その処理方法に応じ、それぞれ第三欄の(1)(ロ)、(2)(ロ)及び(3)(ロ)の値はてはまる値とする。